

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要領 新旧対照表

新	旧						
<p>にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要領</p> <p>(目的) 第1条 空き家のリノベーションを行い子育てしやすい「<u>にいがた安心こむすび住宅</u>」として販売する事業者を支援することで、安全・安心な子育て世帯向け住宅の流通を促進するとともに、リノベーション住宅の需要を喚起し買取再販事業者の新規参入を促すことで、空き家の活用促進を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>(補助金の交付対象者) 第2条 本補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、にいがた安心こむすび住宅推進事業実施事業者登録制度要綱(以下「登録要綱」という。)第5条第1項の登録決定通知を受けた者のうち、本要領第5条第5号の規定により補助事業者の決定通知を受けた事業者とする。 補助事業者は、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱(以下「制度要綱」という。)第3条の要件により「にいがた安心こむすび住宅基準」に適合した空き家のリノベーションを行い、制度要綱第4条の要件により販売を行う。</p> <p>(にいがた安心こむすび住宅基準) 第3条 制度要綱第3条第9号の「にいがた安心こむすび住宅基準」については、<u>下表の区分欄に掲げる基準ごとに要件欄の内容</u>を全て満たすものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こむすび住宅スタンダード基準(以下「こむすびSTD基準」という。)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>必須項目1)から4)に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1)から5)に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。(各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>こむすび住宅プラス基準(以下「こむすび+基準」という。)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>必須項目1)から7)に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1)から5)に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。(各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	<u>こむすび住宅スタンダード基準(以下「こむすびSTD基準」という。)</u>	<u>必須項目1)から4)に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1)から5)に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。(各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</u>	<u>こむすび住宅プラス基準(以下「こむすび+基準」という。)</u>	<u>必須項目1)から7)に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1)から5)に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。(各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</u>	<p>にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要領</p> <p>(目的) 第1条 空き家をリノベーションし子育てしやすい住宅として販売する事業者を支援することで、安全・安心な子育て世帯向け住宅の流通を促進するとともに、リノベーション住宅の需要を喚起し買取再販事業者の新規参入を促すことで、空き家の活用促進を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>(補助金の交付対象者) 第2条 本補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、にいがた安心こむすび住宅推進事業実施事業者登録制度要綱(以下「登録要綱」という。)第5条第1項の登録決定通知を受けた者のうち、本要領第4条第6号の規定により補助事業者の決定通知を受けた事業者とする。 補助事業者は、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金制度要綱(以下「制度要綱」という。)第3条の要件により「にいがた安心こむすび住宅基準」に適合した空き家のリノベーションを行い、制度要綱第4条の要件により販売を行う。</p> <p>(にいがた安心こむすび住宅基準) 第3条 制度要綱第3条第9号の「にいがた安心こむすび住宅基準」については、<u>以下の要件</u>を全て満たすものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
区分	要件						
<u>こむすび住宅スタンダード基準(以下「こむすびSTD基準」という。)</u>	<u>必須項目1)から4)に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1)から5)に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。(各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</u>						
<u>こむすび住宅プラス基準(以下「こむすび+基準」という。)</u>	<u>必須項目1)から7)に掲げる全ての要件に適合させ、かつ、選択項目1)から5)に掲げる要件について、それぞれ1つ以上に適合させるものであること。(各項目で選択する要件は、他項目と重複しないこと。)</u>						

(1) 必須項目

こむすびSTD基準及びこむすび+基準の必須項目は、下表のとおりとする。

基準	要件	(参考) 必須項目	
		こむすび STD 基準	こむすび +基準
1) 住宅の広さ等	住宅の延床面積等（車庫の部分を除く。）（延床面積以外の中庭、テラス等の子育てに有効と県が認めるスペースを含む。）の合計が概ね 100 m ² 以上 であること。	<u>必須</u>	<u>必須</u>
2) 防犯対策	こどもが安心して暮らせる不審者の侵入防止対策を <u>行う</u> こと。（玄関への防犯カメラの設置、録画機能付きインターホンの設置、二重鍵の設置、オートロック機能、その他、これに類する不審者の侵入防止に資する対策と県が認めるものを1つ以上実施）	<u>必須</u>	<u>必須</u>
3) 地震に対する安全性	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であること。ただし、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であって、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されているもの又は耐震改修工事を実施するものはこの限りでない。	<u>必須</u>	<u>必須</u>
4) シックハウス対策	リフォームを行う部分について、シックハウス対策を <u>行う</u> こと。（日本住宅性能表示基準（平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1346 号）別表 1 の 6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）における等級 3 を取得している、居室の内装仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材はその全てにおいて日本工業規格（以下「JIS」という。）又は日本農業規格の F☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）を用いている、居室には 24 時間換気設備を設置するなど 1 つ以上実施）	<u>必須</u>	<u>必須</u>

(1) 必須項目

下表の 1) から 4) に掲げる基準に係る要件を全て満たすこと。

基準	要件
1) 住宅の広さ等	住宅の延床面積等（車庫の部分を除く。）（延床面積以外の中庭、テラス等の子育てに有効と県が認めるスペースを含む。）の合計が概ね 100 m ² 以上 であること。
2) 防犯対策	こどもが安心して暮らせる不審者の侵入防止対策をおこなうこと。（玄関への防犯カメラの設置、録画機能付きインターホンの設置、二重鍵の設置、オートロック機能、その他、これに類する不審者の侵入防止に資する対策と県が認めるものを 1 つ以上実施）
3) 地震に対する安全性	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であること。ただし、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であって、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の規定に適合することが証明されているもの又は耐震改修工事を実施するものはこの限りでない。
4) シックハウス対策	リフォームを行う部分について、シックハウス対策をおこなうこと。（日本住宅性能表示基準（平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1346 号）別表 1 の 6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）における等級 3 を取得している、居室の内装仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材はその全てにおいて日本工業規格（以下「JIS」という。）又は日本農業規格の F☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないもの）を用いている、居室には 24 時間換気設備を設置するなど 1 つ以上実施）

<u>5) 床の段差解消</u>	<u>居室、廊下、便所、脱衣室、玄関等の各室間の床の段差が解消されているものであること。</u> <u>ただし、勝手口その他屋外に面する開口の出入口、浴室の出入口、上がりかまち及び小上がり式の畳コーナーなど、計画上意図して設けるものにあつてはこの限りでない。</u>	<u>二</u>	<u>必須</u>
<u>6) 対面キッチンの採用</u>	<u>設備については、以下①から④の全てを有するものとし、かつ、レイアウトについては、以下①から③の少なくとも2つ以上の設備に正対して立った位置から、リビング又はダイニングの過半を見渡すことができるものであること。</u> <u>① キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること。）</u> <u>② 調理台</u> <u>③ コンロ（IHクッキングヒーター含む）</u> <u>④ 調理室用の換気設備</u>	<u>二</u>	<u>必須</u>
<u>7) 収納の確保</u>	<u>成長に合わせて増えるこどもの持ち物や、家族全員の持ち物などの収納のため、延べ床面積に対して10%以上の収納面積が確保されているものであること。</u>	<u>二</u>	<u>必須</u>

(新設)

(2) 選択項目

こむすびSTD基準及びこむすび+基準の選択基準は下表のとおりとし、基準欄の

1)から5) ごとに要件欄に掲げる内容について、それぞれ1つ以上に適合すること。

なお、こむすび+基準にあつては、必須項目に係る基準欄の5)から7)ごとに要件欄に掲げる内容のうち重複する1)の⑤のアの「床の段差解消」、4)の③の「対面キッチンの採用」及び5)の⑥の「収納の確保」を除き、それぞれ1つ以上に適合すること。

基準	要件
1) こどもの事故防止 (次の基準①から⑧のうち1つ以上に適合)	(略) ⑤ 転倒による事故防止のため、次のいずれかの措置を講じている。 ア 床の段差解消 <u>(こむすび+基準にあつては選択不可)</u> イ クッション床を使用 ウ 足元灯などの設置 (略)
2) 家事負担の軽減 (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略)
3) 不審者の侵入防止 (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略)
4) 家族のふれあい (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略) ③ 家事をしながらこどもの顔が見える間取りへの配慮を行うこと。(対面キッチンの採用、台所と居間の視線の確保など) <u>(こむすび+基準にあつては選択不可)</u> (略)
5) 子育て環境の確保 (次の基準①から⑦のうち1つ以上に適合)	(略) <u>⑥ こどもの成長にあわせた十分な収納を確保している。(こむすび+基準にあつては選択不可)</u> <u>⑦ その他子育てに役立つ住環境の工夫をしている。</u>

(2) 選択項目

下表の1)から5) に掲げる基準に係る要件のうち、それぞれ1つ以上に適合すること。

基準	要件
1) こどもの事故防止 (次の基準①から⑧のうち1つ以上に適合)	(略) ⑤ 転倒による事故防止のため、次のいずれかの措置を講じている。 ア 床の段差解消 イ クッション床を使用 ウ 足元灯などの設置 (略)
2) 家事負担の軽減 (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略)
3) 不審者の侵入防止 (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略)
4) 家族のふれあい (次の基準①から④のうち1つ以上に適合)	(略) ③ 家事をしながらこどもの顔が見える間取りへの配慮を行うこと。(対面キッチンの採用、台所と居間の視線の確保など) (略)
5) 子育て環境の確保 (次の基準①から⑥のうち1つ以上に適合)	(略) <u>(新設)</u> <u>⑥ その他子育てに役立つ住環境の工夫をしている。</u>

(事業者の登録)

第4条

(1) 登録申請

本事業を実施しようとする者は、事業者登録申請受付期間中に登録要綱第4条の規定により、下表の登録申請書類を提出すること。

(略)

(2) 申請受付期間

申請受付期間は、令和9年3月31日(水)までとする。

(3) 提出方法

1) 提出方法は、郵送及びメール（最終日必着、証明書類の原本は郵送のみ）とし、郵送により申請する場合は、郵送した旨を(4)の提出先にメールで連絡すること。

2) 申請書類を提出する前に、申請内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談すること。

(4) 提出先・問合せ先

提出先及び問合せ先は、にいがた安心こむすび住宅推進事業事務局とする。

(5) 登録事業者の決定

1) 知事は、申請受付後に申請書の内容を審査し、事業者登録決定の可否を申請者に対し通知する。

2) 登録した事業者については、事業者の名称及び事務所の所在地等を県ホームページで公表する。

(補助事業の実施)

第5条

(1) 交付申請

登録事業者の決定を受けた者（登録申請中の者を含む）は、交付申請受付期間中に、交付要綱第5条の規定により、下表の申請書類を提出すること。なお、必要書類が不足している場合及び必要事項が記載されていない場合は、申請を受け付けないことがある。

(略)

(2) 申請受付期間

申請受付期間は、令和8年12月18日(金)までとする。

(3) 提出方法

1) 提出方法は、郵送及びメール（最終日必着）とし、郵送により申請する場合は、郵送した旨を(4)の提出先にメールで連絡すること。

(事業者登録申請書の提出)

第4条

(1) 提出書類

本事業を実施しようとする者は、事業者登録申請受付期間中に登録要綱第4条の規定により、以下の申請書類を提出すること。

(略)

(2) 申請受付期間

令和8年3月31日(火)まで

(3) 提出方法

郵送及びメール（最終日必着、証明書類の原本は郵送のみ）

郵送により申請する場合、郵送した旨をメールにより連絡すること。

申請書類を提出する前に、申請内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談すること。

(4) 提出先・問合せ先

にいがた安心こむすび住宅推進事業事務局

(5) 登録事業者の決定

知事は、申請受付後に申請書の内容を審査し、事業者登録決定の可否を申請者に対し通知する。

登録した事業者については、事業者の名称、事務所の所在地等を県ホームページにて公表する。

(交付申請書の提出)

第5条

(1) 提出書類

登録事業者の決定を受けた者（登録申請中の者を含む）は、交付申請受付期間中に交付要綱第5条の規定により、以下の申請書類を提出すること。期限までに交付申請がないときは、決定を取り消す場合がある。

(略)

(2) 申請受付期間

令和8年3月31日(火)まで

(3) 提出方法

郵送及びメール（最終日必着）

郵送により申請する場合、郵送した旨をメールにより連絡すること。

2) 申請書類を提出する前に、申請内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談すること。

(4) 提出先・問合せ先

提出先・問合せ先は、第4条(4)とする。

(5) 交付決定

1) 知事は、申請受付後に申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

2) 補助事業者は、補助対象となる事業について、交付決定の日以降に着手すること。

3) 交付決定を受ける前に補助対象となる事業に着手していた場合は、補助金を交付することができない。

(6) 変更承認申請

補助事業者は、交付要綱第7条に規定する変更承認申請を行うときは、下表の変更承認申請書類を提出すること。なお、手続を経ずに補助事業の内容等を変更したときは、補助の対象とならず、交付決定を取り消す場合がある。

(7) 中止・廃止承認申請

補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱第8条の規定により、下表の中止・廃止承認申請書類を提出すること。

【共通】

・にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金中止・廃止承認申請書
(様式第3号)

(8) 事業遂行困難報告

補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに交付要綱第9条の規定により、下表の事業遂行困難報告書類を提出すること。

(補助事業の完了)

第6条

(1) 事業完了実績報告

1) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了実績報告受付期間中に交付要綱第13条の規定により、下表の事業完了実績報告書類を提出すること。

2) 事業完了実績報告書は、本事業の普及のため、補助事業者と協議の上、県民に公表することができるものとする。

申請書類を提出する前に、申請内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談すること。

(4) 提出先・問合せ先

(事業者登録申請書の提出先・問合せ先に同じ)

(5) 交付決定

知事は、申請受付後に申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

補助対象となる事業は、交付決定の日以降に着手すること。

交付決定を受ける前に補助対象となる事業に着手していた場合は、補助金を交付することができない。

(6) 交付決定内容の変更

やむを得ない事情により、補助金の交付決定額や補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付要綱第7条の規定により、以下の変更承認申請書類を提出すること。

このような手続を経ず、補助事業の内容等を変更したときは、補助の対象とならず、交付決定を取り消す場合がある。

(新設)

(7) 事業遂行が困難になった場合の報告

やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに交付要綱第8条の規定により、以下の事業遂行困難報告書類を提出すること。

(事業完了実績報告書の提出)

第6条

(1) 提出書類

補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了実績報告受付期間中に交付要綱第12条の規定により、以下の実績報告書類を提出すること。

本報告書については、本事業の普及のため、補助事業者と協議の上、県民に公表することができるものとする。

【共通】

- ・にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第 5 号）
- ・事業完了実績説明書（様式第 5 号別紙 1）
- ・完了事業の概要（様式第 5 号別紙 2）
- ・改修費補助相当額を差し引いた額を販売予定価格としていることを確認するための書類
- ・工事写真（建物全体および各種補助対象改修部分について、施工前、施工中、施工後が確認できるもの）
- ・既存住宅状況調査結果報告書（ただし、既存住宅売買瑕疵保険の付保に当たり住宅瑕疵保険責任保険法人が行う現場検査を実施する場合は除く）（略）

(2) 報告受付期間

報告受付期間は、補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日(水)のいずれか早い時期までとする。

(3) 提出方法

1) 提出方法は、郵送及びメール（最終日必着）とし、郵送により申請する場合は、郵送した旨を(4)の提出先にメールで連絡すること。

2) 申請書類を提出する前に、申請内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談すること。

(4) 提出先・問合せ先

提出先・問合せ先は、第 4 条 (4) とする。

(売買契約の報告)

第 7 条

(1) 売買契約報告

補助事業者は、対象住宅の売買契約を締結したときは、速やかに交付要綱第 15 条の規定により、下表の売買契約報告書類を提出すること。

【共通】

- ・にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金売買契約報告書（様式第 6 号）
- ・契約実績を確認するための書類（売買契約書、登記事項証明書等）
- ・改修費補助相当額を差し引いた額で契約が成立したことを確認するための書類

【共通】

- ・にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第 4 号）
- ・事業完了実績説明書（様式第 4 号別紙 1）
- ・完了事業の概要（様式第 4 号別紙 2）
- ・改修費補助相当額を差し引いた額を販売予定価格としていることを確認するための書類
- ・工事写真（建物全体および各種補助対象改修部分について、施工前、施工中、施工後が確認できるもの）
- ・既存住宅状況調査結果報告書（略）

(2) 報告受付期間

補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は 令和 8 年 3 月 31 日(火)のいずれか早い時期まで。

(3) 提出方法

郵送及びメール（最終日必着）

郵送により申請する場合、郵送した旨をメールにより連絡すること。

報告書類を提出する前に、報告内容が要件を満たしているか不明な場合は、必ず事務局へ事前相談すること。

(4) 提出先・問合せ先

(事業者登録申請書の提出先・問合せ先に同じ)

(新設)

(2) 報告受付期間

報告受付期間は、随時とする。

(3) 提出方法

提出方法は、郵送及びメールとし、郵送により申請する場合は、郵送した旨を

(4)の提出先にメールで連絡すること。

(4) 提出先・問合せ先

提出先・問合せ先は、第4条(4)とする。

(入居完了報告書の提出)

第8条

(1) 入居完了報告

補助事業者は、対象住宅に購入者が入居したときは、速やかに交付要綱第16条の規定により、下表の入居完了報告書類を提出すること。

(削除)

【共通】

- ・にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金入居完了報告書(様式第7号)
- ・にいがた安心こむすび住宅販売に係る同意書【原本】(様式第7号別紙1)
- ・子育て世帯等への販売活動実績報告書(様式第7号別紙2)
- ・(削除)
- ・入居した世帯員の年齢等を確認するための書類(入居後の情報が反映された住民票等)
- ・(削除)

(2) 報告受付期間

報告受付期間は、随時とする。

(3) 提出方法

提出方法は、郵送及びメールとし、郵送により申請する場合は、郵送した旨を

(4)の提出先にメールで連絡すること。

(4) 提出先・問合せ先

提出先・問合せ先は、第4条(4)とする。

(販売完了報告書の提出)

第7条

(1) 提出書類

補助事業者は、対象住宅の販売が完了し購入者が入居したときは、速やかに交付要綱第14条の規定により、以下の販売完了報告書類を提出すること。

なお、販売開始から2年以上経過した場合のみ、子育て世帯、若者夫婦世帯以外への販売を認める。

【共通】

- ・にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金販売完了報告書(様式第5号)
- ・販売に係る同意書【原本】(様式第5号別紙1)
- ・子育て世帯等への販売活動実績報告書(様式第5号別紙2)
- ・販売実績を確認するための書類(売買契約書、登記事項証明書等)
- ・入居する世帯員の年齢等を確認するための書類(入居後の情報が反映された住民票等)
- ・改修費補助相当額を差し引いた額で販売したことを確認するための書類

(2) 報告受付期間

随時

(3) 提出方法

郵送及びメール(最終日必着)

郵送により申請する場合は、郵送した旨をメールにより連絡すること。

(4) 提出先・問合せ先

(事業者登録申請書の提出先・問合せ先に同じ)

(その他留意事項等)

第9条

本補助金は、同一の補助対象に県又は国の他の補助金や助成金（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）を併用することはできない。

市町村等の補助金制度との併用は、県又は国の補助金と併用不可である旨の定めがある場合を除いて併用可能だが、詳細は補助金制度を実施する市町村等に問合せること。

(略)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(その他留意事項等)

第8条

本補助金は、同一の補助対象に県の他の補助金や助成金（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）を併用することはできない。

市町村等の補助金制度との併用は、県又は国の補助金と併用不可である旨の定めがある場合を除いて併用可能だが、詳細は補助金制度を実施する市町村等に問合せること。

(略)